

Topics

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著
信成国際税理士法人 代表社員 高木慎一 監修

☆《国家税務総局〈所得に対する二重課税の回避および脱税防止のための中国(内地)と香港特別行政区の協定〉に係る第四議定書の発効および執行に関する公告〉の解説
(国家税務総局公告, 2016年第12号, 2016年3月9日発布)

中国(内地)と香港特別行政区の間で、《所得に対する二重課税の回避および脱税防止のための内地と香港特別行政区の協定》(以下、《協定》)の第四議定書(以下、《議定書》)が、2015年4月1日に香港で正式に調印された。2015年12月4日及び2015年12月29日に、議定書の発効に必要な内部法律手続が完了したことを双方で確認し、議定書第六条の規定に従い、議定書は2015年12月29日に発効した(2015年12月29日以降の所得に対して適用される)。議定書により改訂が行われた協定の内容は以下のとおりである。

一、 議定書の第一条においては、現行の《協定》第八条(海上輸送、航空輸送、陸上輸送)の第一項を以下のように改定している。

「一方(内地または香港)の居住者が、他方(香港または内地)において、船舶、航空機、陸運車両を用いた海上輸送、航空輸送、陸上輸送事業を営むことにより得られた収入および利益に対して、当該他方(香港または内地)では所得税を免税とする(内地では増値税及びその他の類似の税目を含む)。」

この改訂は第八条の主旨を変更するものではなく、内地にて実施された営業税から増値税への改革を反映するため、現行の《協定》第八条第一項における「営業税」という表現を「増値税」に改め、同協定と内地の税務執行との整合性を保持するものである。

二、 議定書の第二条においては、《協定》第十二条(特許権使用料)第二項を改訂し、航空機及び船舶のリース料に課される特許権使用料について、使用料総額の5%を超える所得税を課することはできないこととした。なお、その他の状況下における特許権使用料の税率に関する改訂

は行われていない。

三、 議定書の第三条においては、《協定》第十三条(譲渡収益)について改訂がなされ、一方(内地または香港)の居住者が、他方(香港または内地)の証券取引所の上場有価証券を譲渡することにより取得した収益に対する課税権の区分がなされた。当該改訂は、主に以下の2つの側面を含む。

(1) 《協定》第四項及び第五項の規定に関わらず、一方(内地または香港)の居住者が、他方(香港または内地)の証券取引所の上場有価証券を譲渡することにより取得した収益に対しては、譲渡者が居住者と取り扱われる当該一方でのみ租税を課することができる。ここでの「譲渡」とは、同一の証券取引所における売買取引に限定されるものであり、さらに、「同一の証券取引所における売買」とは、売買される対象有価証券について、数量及び価格が売買当事者によって事前に決定されるのではなく、公開された市場価格の原理により決定される取引をいう。

(2) 一定の条件を満たす投資ファンドは、一方の居住投資ファンドとみなされ、本条の規定が適用される。すなわち、(a)監督管理基準(一方の関連法規に則り設立され、当該一方の業界管理機関の管理・監督を受けていること)、(b)ファンド管理基準(ファンドの管理が、当該一方の登録会社または組織等によって行われ、業界管理機関の規定に従ってファンドの管理が行われていること)、(c)資金募集基準(85%以上のファンド資金が募集により調達されていること)の三つの基準を全て満たす投資ファンドは、一方の居住投資ファンドとみなされる。

Topics

四、 議定書の第四条においては、《協定》第十条(株式)、第十一条(利息)、第十二条(特許権使用料)、第十三条(財産収益)について、主要目的テスト(すなわち、《協定》のベネフィットを得ることを主要な目的とする取引について、これらの規定によるベネフィットは適用されない)を設けている。これは、《協定》の乱用を防止することを目的とする。

五、 議定書の第五条においては、《協定》第24条(情報交換)を改訂している。すなわち、税務

情報交換を行う内地の税目の範囲について、従来の企業所得税と個人所得税という2つの税目から、増値税、消費税、営業税、土地増値税、不動産税を含むものへと拡大し、内地と香港の税務情報交換の強化、並びに情報の透明化を図っている。

冒頭に記載のとおり、《協定》第四議定書は既に発効に必要な法的手続きを経て、2015年12月29日に発効された。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団(以下、「CTAC」といいます。)が作成・和訳したものを、信成国際税理士法人が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及び信成国際税理士法人は本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。

香港で日本人スタッフがサポート！海外法人でお困りの方ご相談ください。

CCM香港の海外法人サポート

CCM香港では香港法人設立や法人口座開設、会計記帳、会計監査代行など海外で法人を開設・運用されたい方へのサポートを香港で行っています。まずはご相談ください。

まずは無料でご相談ください ☎ info@ccm.com.hk ☎ +852-3101-0750

- 香港法人、オフショア法人設立
- 海外法人の香港支店や駐在員事務所設立
- 商標登録申請
- 会計記帳、会計監査代行(香港・中国)
- 香港法人登記情報調査
- 香港、中国遺産相続手続き
- 香港、中国、国際税務・法務相談
- 中国、香港模造品リサーチ、展示会モニタリング
- その他

CCM HONG KONG

HP <http://www.ccm.com.hk>
Suite 2012, 20/F, Tower 1, The Gateway,
25 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, H.K.

facebookでも
最新情報をお届け中
f ccm